

『環境教育』投稿規程

一般社団法人 日本環境教育学会

第1条 投稿は本学会会員に限る。ただし、筆頭著者以外に非会員を含むことができる。また、編集委員会が認めた場合は会員・非会員を問わない。

第2条 投稿原稿は、環境教育の研究や教育実践に貢献するものであり、他の刊行物に未発表のもの、及び他の学術雑誌等に投稿中もしくは投稿予定ではないものに限る。ただし以下のものについては初出を明記することを条件として未発表のものとする。

- 1) 各種学会大会等において発表要旨集等に収録されたもの。
- 2) シンポジウム、研究発表会、講演会等で梗概、資料等として発表されたもの。
- 3) 国、自治体、業界、団体等からの委託による調査研究成果報告書等に収録されたもの。
- 4) その他、編集委員会が特に認めたもの。

第3条 投稿原稿の区分は、研究論文、総説、研究報告、論説、資料、書評、その他とする。

(1) 研究論文 (Research Article) は、独創的な理論研究や、教育実践・教材・教具・制度等に関する独創的な経験的研究とする。経験的研究については、仮説の検証・生成あるいは得られた知見の一般化を行っているもので、目的・方法・結果・考察（結論）・引用文献等の内容により構成される。

(2) 総説 (Review Article) は、研究・教育実践・思想等に関する特定の分野を系統的・体系的にレビューし、現在の到達点や課題の整理などを含めた評価・展望を行っているものとする。

(3) 研究報告 (Research Report) は、実践・実験の記録および動向などに関する報告で、研究論文に準じた体裁をもつが、一般化のための考察や普遍的課題の追究より事例そのものの分析や論考等に主たる価値を置くものとする。

(4) 論説 (Commentary) は、環境教育に関わる研究・活動・制度等についての紹介や解説・主張を行うものとする。

(5) 資料 (Material) は、環境教育の活動、研究に資する情報、データ等とする。

(6) 書評 (Book Review) は、環境教育に関する図書の紹介や批評とする。

(7) その他、記録、座談会など編集委員会が認めた区分を適宜設けることができる。

第4条 投稿原稿は、日本環境教育学会が定める倫理規程に従っていないといけない。

第5条 研究論文、総説、研究報告及び論説については、編集委員会の指名する査読者（研究論文と総説については複数の査読者）による査読を経て、編集委員会が採否を決定する。資料、書評、その他の区分に属する原稿については編集委員会で内容を確認する校閲を経て、編集委員会が採否を決定する。

第6条 投稿原稿は発行誌面において、研究論文および総説は10ページまで、研究報告および論説は8ページまで、資料は6ページまで、書評は1ページまでとする。超過ページ数は2ページを限度とし、投稿者が1ページ当たり2万円を支払うこととする。

第7条 投稿原稿は、別に定める「原稿執筆要項」及び「統計に関する記述についてのガイドライン」に従い作成する。

第8条 投稿原稿に加えて、編集委員会が別に指定する方法に限り、データリポジトリの利用を認める。データリポジトリも、第5条における審査の対象となる。利用を希望する場合は、原則として投稿時に申し出ること。

第9条 投稿原稿（図・表の別ファイルを含む）は PDF 形式の電子ファイルとし、所定の原稿送り状とともに、編集委員会事務局までメール添付で送信する。送信時の件名は「環境教育投稿（投稿者名）」とする。添付ファイルを含めたメールの容量が大きい場合は複数回に分けて送信してもよいが、最初に原稿送り状のみを添付し本文中にファイル一覧を記したメールを送信すること。送信に不具合が生じた場合、メール以外の送付方法をとる場合、やむを得ず別のファイル形式をとる場合などは、編集委員会事務局に相談すること。

原稿送り先：日本環境教育学会編集委員会
journal@jsfee.jp

第10条 本誌に投稿して掲載不可と判定された過去の原稿について、大幅に修正して新規投稿する場合、過去の受付番号と修正対応表（最終判定時の意見等への対応をまとめたもの）を提出すること。十分な修正が行われていないと編集委員会が判断した場合には、審査に入らないか、審査を途中で打ち切る。

第11条 編集委員会事務局は、投稿メールの受信後、原則として3日以内に受信確認メールを返信する。この受信確認メールの送信をもって、投稿受付完了とみなす。

第12条 投稿者による校正は初校のみとし、再校以降は編集委員会の責任において行う。ただし、再校以降も編集委員会が対応を求めた場合は速やかに行うこと。

第13条 掲載された論文等の著作権は日本環境教育学会に属する。

第14条 投稿原稿は原則として返却しない。

第15条 本規程を遵守していない場合は、審査に入らないか、審査を途中で打ち切る。

第16条 本誌の特別号として英文誌（Environmental Education in Asia）を発行する場合、編集及び審査は、編集委員会及び国際交流委員会との調整を踏まえて、英文誌編集委員会が行う。

第17条 本規程を改訂する場合には、理事会の承認を得なければならない。

（付記）1997年7月5日、1999年9月11日、2004年10月3日、2006年7月8日、2008年3月8日、2014年1月25日、2014年9月27日改訂、2016年10月1日改訂、2016年12月、2017年4月1日修正、2020年5月16日改訂、2022年12月6日改訂（2023年1月1日より適用）。